

【 令和3年度 第2回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和3年7月20日開催

番号	資料名
1	宮城県地方最低賃金審議会委員名簿
2	令和3年度地域別最低賃金改定の目安答申文
3	令和2年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
4	令和3年度宮城県特定最低賃金改正の申出状況
5	最低賃金の引上げに係る要請書 (2021年7月7日付け宮城県春闘共闘会議代表幹事高橋正行、代表幹事中山修、代表幹事渡辺孝之)
6	宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名 (2021年7月13日付け宮城県春闘共闘会議741筆)
7	宮城県最低賃金の改正について(要請) (令和3年7月16日一般社団法人宮城県タクシー協会会長池田憲彦)

宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和5年5月14日
委 員	◎は会長、○は会長代理		
氏 名	職 名 等		
《公益を代表する委員》			
工 藤 農	東北福祉大学教授		
熊 谷 真 宏	公認会計士		
桑 原 真 弓	東北福祉大学教授		
内 藤 千香子	弁護士		
柳 井 雅 也	東北学院大学教養学部教授		
《労働者を代表する委員》			
阿 部 祥 大	宮城県東北電力総連特別執行委員		
釜 石 行 雄	電機連合宮城地方協議会事務局長		
佐 野 研	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長		
照 井 美 紀	全日通労働組合宮城支部執行委員		
新 関 直 人	U Aゼンセン宮城県支部次長		
《使用者を代表する委員》			
阿 部 昌 展	仙台商工会議所理事・事務局次長		
稲 妻 敏 行	宮城県商工会連合会専務理事		
大 内 仁	宮城県中小企業団体中央会専務理事		
佐 藤 万里子	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長		
成 田 努	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事		

注. 委員の配列は五十音順による。

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えるとはまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄鋼業	16 (19)	1,780 (1,987)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	276 (365)	15,623 (14,694)
自動車小売業	957 (1,638)	8,320 (12,021)
産業別最低賃金合計	1,249 (2,022)	25,723 (28,702)

※ 令和2年12月1日現在の集計数である。

※ 平成28年経済センサス活動調査を基に推計したものである。

※ カッコ内は前年の数字である。

令和3年度 宮城県特定最低賃金改正の申出状況

令和3年7月12日現在

改正・新設 ・廃止の別	件名・適用業種の範囲	意向表明 年月日	申出 年月日	申出者 (団体名)	ケース	適用 事業場数	適用 労働者数	合意者数	合意率	備考
改正	宮城県鉄鋼業最低賃金 E22(2211、2251、2252、 229、220を除く)、L7282		R3.7.12	基幹労連 宮城県本部 委員長 青田 浩一	労働協約	16	1,780	758	42.6%	
改正	宮城県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金 E28、29、30、L7282	R3.3.9	R3.7.12	電機連合 宮城県地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴		276	15,623	7,460	47.8%	
改正	宮城県自動車小売業 最低賃金 I591(5914を除く)、I590、 L7282		R3.7.12	自動車総連宮城地方 協議会 議長 伊藤 貢	公正競争	957	8,320	4,296	51.6%	

2021年7月12日

宮城労働局長
毛利 正 殿



仙台市
基幹
委員長

- 6 - 1
県

申 出 書

最低賃金法第15条1の規定により、宮城県鉄鋼産業における最低賃金の改定の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者数

1, 780名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満及び65歳以上。

(2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 清掃又は片付け業務に主として従事する者。

尚、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能習得中の者」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

- ① 当該業務に従事した経験がない者で、直ちに業務の遂行が期待できない業務について認められること。したがって、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。
- ② 職場の内外において、集散的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内において仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。
- ③ 修得させるべき技能の内容、及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能養成を実施する担当者、又は責任者が定められていること。

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

宮 城 県 鉄 鋼 業 最 低 賃 金

4. 申し出の内容

上記2つの基幹的労働者に適用される最低賃金の改訂、決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概3分の1以上
(協約率は758名/1,780名×100=42.6%)に達していること。

最も低い労働協約の金額	1049円/時間額
現在適用されている法定最低賃金額	925円/時間額

6. 添付書類

- ① 労使による最低賃金に関する協定書
- ② 申告代表者に対する委任書
- ③ 宮城県下における鉄鋼業の事業者数と労働者の概要

以上

申出に関する合意及び申請代表者に対する委任書

最低賃金の設定申請を行うことに関して合意し、申請にかかわる事項一切を下記1の者に委任します。

1. 申請代表者 基幹労連 宮城県本部
委員長 青田 浩一

2. 合意者

2021年7月2日

組合名	住所	合意者
基幹労連 JFE労働組合	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目6番地1号	委員長 青沼 勝則
基幹労連 東北労働組合	宮城県柴田郡村田町 大字村田字西ヶ丘23	委員長 青田 浩一
基幹労連 日鉄 仙台労働組合	宮城県仙台市宮城野区 港1丁目3番地1号	支部長 坂本 徹

令和3年(2021年)7月12日

宮城労働局
局長 毛利 正 殿



仙台 2-7
電 協 藤

仙台市 台4-2-76
JA 県連絡会
藤 俊

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正を求める申出を行うことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

7,460名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

宮城県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じて主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る)を営む使用者に使用されている労働者。

15,623名

3. 改正を申し出る最低賃金の件名

「宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申出の理由

- (1) 申出産業は、宮城県における基幹産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトも高く、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きい。また、非正規労働者を含めた申出産業で働く労働者全体の賃金の底支えをはかることにより生活の安定に寄与する。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
- (3) 宮城県、他特定産業別最低賃金（鉄鋼業、自動車小売業）との格差是正を求めるものである。
- (4) 申出産業に現在適用されている法定特定最低賃金額

時間額 864円（令和2年（2020年）12月20日発効）

尚、賃金格差存在についての疎明資料は別添資料の通りである。

6. 添付書類

- ・ 改正に合意する者の事業所と適用労働者数の一覧
- ・ 労働協約の写し
- ・ 最低賃金必要性の決議書
- ・ 疎明資料

以上

宮城県特定(産業別)最低賃金改正申し出に係る疎明資料

『宮城県 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』

*厚生労働省【令和元年(2019年)賃金構造基本統計調査結果(初任給)】

性別	都道府県	高卒初任給	時間額換算(月:160h)
男女計	宮城県	164,100円	所定内労働時間160hとする 1,026円/h

産業分野 企業規模(10人以上)	年齢 所定内給与(男女計)	時間額換算(月:160h)
E28: 電子部品・デバイス・電子回路 製造業	19.5歳 167,700円	所定内労働時間を160hとする 1,048円/h
E29: 電気機械器具製造業	19.4歳 183,900円	所定内労働時間を160hとする 1,149円/h
E30: 情報通信機械器具製造業	19.0歳 163,500円	所定内労働時間を160hとする 1,022円/h

*〈資料出所〉厚生労働省賃金構造基本統計調査 令和元年賃金構造基本統計調査(宮城県)
令和2年(2020年)3月31日公開

*令和2年度(2020年)宮城県特定産業別最低賃金

『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』の法定産業別最低賃金額は864円/hである。宮城県内の新規高卒初任給や企業規模10人以上製造業)と比較しても、賃金格差は、依然として大きい。

【宮城県における賃金、調査産業計(令和3年(2021年)2月分、所定内給与パート労働者含む)】

事業所規模	所定内給与	時間額換算
5人以上	229,272円/月	所定内労働時間を160hとして 1,433円/h

〈資料出所〉みやぎの雇用と賃金(宮城県公式ウェブサイト)

*大手・中小零細企業も含めた電機産業に働くすべての労働者の賃金の底上げ・底支えを図り、継続的な発展を支える優秀人材の確保や今後の経済成長・社会への貢献と新たな雇用創出、宮城県の他2業種特定最低賃金(鉄鋼業・自動車小売業)との賃金格差是正を図るべきである。

以上

宮城労働局長
毛利 正 殿



令和3年 7月12日

宮城県労働委員会 谷地 三
自動車小売業
議長 伊藤 真

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、宮城県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

「宮城県において自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者」

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

宮城県自動車小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

(1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該産業別最低賃金の用を受けるべき労働者の概3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

(2) 申し出産業は、労働者数、工場出荷額、生産台数（売上高、販売台数）などからみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく、雇用、消費など地域経済においても重要な役割を果たしているため。

[添付資料]

宮城県における自動車小売業の事業所数と、労働者の概数及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 宮城県における自動車小売業の事業数と、労働者の概数

産業小分類	事業所数	労働者数
自動車小売業	957事業所	8,320人

2. 1のうち、最低賃金の必要性に合意する労働者数

合意のケース	事業所数	労働者数
労使協定	5	1,557人
機関決定	14	2,739人
合計	19	4,296人

2021年7月7日

宮城労働局 局長 毛利 正様
 宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農様

宮城県春闘共闘会議
 代表幹事 高橋 正行
 代表幹事 中山 修
 代表幹事 渡辺 孝之



宮城県労働組合総連合
 議長 高橋 正行

最低賃金の引上げに係る要請書

貴職の労働者の生活と権利の向上にご活躍されておられることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス（以下コロナ）の感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。日本の最低賃金は、OECD加盟37か国中25位の低位の水準です。コロナ禍においても、アメリカは15ドルの最賃制を導入することを決断しています。

新型コロナウイルスの拡大で落ち込んだ日本経済を立て直す面から、GDPの6割を占める個人消費をいかに高めるかが重要であり、県内の労働者の賃金底上げに大きく影響する宮城地方の最低賃金を引き上げ、貧困と格差を解消することが必要です。

経済財政諮問会議で、菅首相は「我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に感染症の影響で賃金格差が広がる中で、格差是正には最低賃金の引上げが不可欠である。感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するため、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組みつつ、感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取組も参考にして、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む」と述べています。

人口減を食い止める点でも最賃引上げが重要です。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2050年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測されています。人口構成も変化し、1997年には65歳以上の高齢人口が14歳未満の若年人口の割合を上回るようになり、2017年には3,515万人、全人口に占める割合は27.7%増加していると言われていました。他方、15歳から64歳の生産年齢人口は2017年の7,596万人（総人口に占める割合は60.0%）が2040年には5,978万人（53.9%）と減少することが推計されています。このような少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少により、国内需要の減少による経済規模の縮小、労働力不足、我が国の投資先としての魅力低下による国際競争力の低下、医療・介護費の増大など社会保障制度の給付と負担のバランスの崩壊、財政の危機、基礎的自治体の担い手の

減少など様々な社会的・経済的な課題が深刻化することも懸念されています。

人口が減少する中で、経済社会水準の維持を図るには、人手不足のなかで、一人あたりの所得水準を高める必要があります。

地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する支援を行い、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備することも必要と考えます。

以上の趣旨から、下記事項について要請いたします。

記

1. コロナ禍で苦境に立たされている、非正規労働者、エッセンシャルワーカーの働き方、暮らしを改善するため生計費に基づく最低賃金の引上げを行うこと。
2. 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
3. 政府に対して、最賃引上げのための業務改善助成金制度の改善、中小企業支援策の拡充を要望すること。

2021年7月13日

宮城地方最低賃金審議会 会長 工藤 農 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之 様

宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名

今回提出分



7 4 1 筆

提出団体：宮城県春闘共闘会議

〒980-0022 仙台市青葉区五橋1-5-13 平和と労働センター 県労連会館1階

宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める請願署名

宮城地方最低賃金審議会 会長 殿
厚生労働大臣 田村 憲久 殿
中央最低賃金審議会 会長 藤村 博之 殿

■ 請 願 趣 旨 ■

新型コロナウイルスの感染拡大によって、日本経済は深刻な停滞に陥っています。この不況を克服するには、賃金を底上げし、内需を拡大することが必要です。最低賃金を大きく引き上げ、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。それに至る過程として、宮城地方の最低賃金を、今すぐ1,000円以上に引き上げ、格差を是正することを、政治の決断で実現してください。それこそが地域経済をあたため、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

■ 請 願 項 目 ■

1. 宮城地方の最低賃金を直ちに1000円以上に引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業支援企業に対する支援を行うこと。

以 上

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

【取扱団体】宮城県春闘共闘会議

宮タク協第 37 号

令和3年7月16日



宮城地方最低賃金審議会

会長 工藤 農 殿

一般社団法人 宮城県タクシー協会

会長 池田 憲彦

宮城県最低賃金の改正について (要請)

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では2021年度の最低賃金を全国平均で28円(3.1%)を目安に引き上げ、時給930円とすることを決定しました。昨年は新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し目安を示せず、結果的に各都道府県の引上げは全国平均で1円(0.1%)増に留まっています。今回の引上げ幅はコロナ前の水準に戻り、実現すれば宮城県では853円という、時給で示す現在の方式になってから過去最大の大幅な引上げがなされることとなります。

今回の改正は、事業の賃金支払能力について詳細かつ十分な検討を重ねることなく政府の意向に沿って大幅な引上げがなされたものと考えており、極めて憂慮しております。

もとより、賃金の引上げが実現され、経済が成長するとともに、国民生活がより豊かになることは国民が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するものでありますが、賃金の引上げは、生産性が向上して初めて可能なものであり、決して先行するものではないと考えております。

また、タクシー事業は、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに

乗務員の労働条件が著しく悪化したため、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）」が平成26年1月27日から施行され、同法に基づき設置された地域の協議会において、減車を含めた計画の実施等が行われております。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による運送収入の減収は未だ続いており、大変厳しい経営状況にあるタクシー事業において、さらなる負担増となる最低賃金の引き上げは事業の存続が危ぶまれるばかりでなく、多くのタクシードライバーの雇用機会を失うことに繋がりかねません。

このような状況の下、法人タクシーは利用者のニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるように各種改善、設備投資等に努めておりますが、未だ労働条件が十分に改善されるまでには至っておらず、タクシー事業を取り巻く環境は依然にも増して大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴会におかれては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に沿ってご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解をいただき、地域別最低賃金額の改定を答申されるにあたりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます

謹白